

遺産分割協議の流れ



遺産分割協議が必要なシーン



遺産分割協議 **必要?** or **不要?** 判断チャート



遺産分割協議に用意する書類



①被相続人の出生から死亡までの連続した謄本

■ 被相続人の本籍所在地の役所で取得します。

(戸籍謄本・除籍謄本・改正原戸籍謄本)

②被相続人の住民票の除票・戸籍の附票

■ 被相続人の最後の住所の役所で取得します。

(戸籍の附表は、被相続人の本籍地で取得します)

③相続人全員の戸籍謄本 住民票

■ 各相続人の本籍所在地で取得します。

(住民票は、各相続人の住所所在地の役所で取得します)

④相続人全員の印鑑証明

■ 各相続人の住所所在地の役所で取得します。

⑤委任状(※代理申請)

■ 業務委託の際、提出頂きます。

■ お問い合わせ先 : 行政書士木谷茂事務所

☎092-980-6443

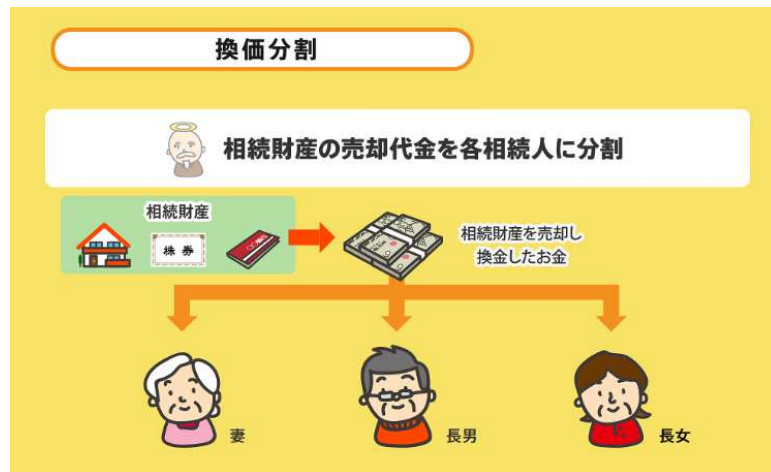
遺産分割協議書作成の流れ



遺産分割協議書作成の流れ



遺産分割の方法の決定



相続人全員の同意が必要です



■ 相続資産に応じた遺産分割方法を相続人の間で決定します。

【現物分割】 遺産分割協議書



■「土地はとは長男に、A銀行の預金は長男に株券は長女に」
のように、今ある財産を、あるがままの形で分割する方法。



遺産分割協議書の書式(サンプル)

二
字
加
入
二
字
削
除

花子 一郎 温子

捺印は欄外に押印します。捺印を使って訂正した場合はわきに文字数を記載します。

遺産分割協議書

平成28年2月1日、東京都渋谷区渋谷町3丁目10番2号 長谷川太郎（最後の本籍 東京都渋谷区渋谷町3丁目10番地）の死亡によって開始した相続の共同相続人である長谷川花子、長谷川一郎及び石川温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

1. 次の遺産は、長谷川一郎が相続する。

所 在 渋谷区渋谷町3丁目
地 番 12番1
地 目 宅地
地 積 123・45平方メートル

所 在 渋谷区渋谷町3丁目12番地1
家屋番号 12番1
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 43・00平方メートル
2階 21・34平方メートル

2. 次の遺産は、長谷川花子が相続する。

渋谷 渋谷
渋谷銀行 新卒支店 普通預金 口座番号1234567
ゆうちょ銀行 通常貯金 記号番号12345-66667777

3. 長谷川一郎は、第1項記載の遺産を取得する代償として、石川温子に、平成28年5月1日までに、金1000万円を支払う。

4. 本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産については、長谷川花子が取得する。

住所氏名は直筆で署名します。
必ず実印で押印して、印鑑証明書を添付します。

平成28年3月31日

東京都渋谷区渋谷町3丁目10番2号
長谷川花子

東京都渋谷区渋谷町3丁目10番2号
長谷川一郎

東京都豊島区池袋町1丁目2番3号-101号
石川温子

捺印は地番で記載します。

捺印を使えば
訂正印は不要です。

預貯金の金額は記載しなくてもかまいません。

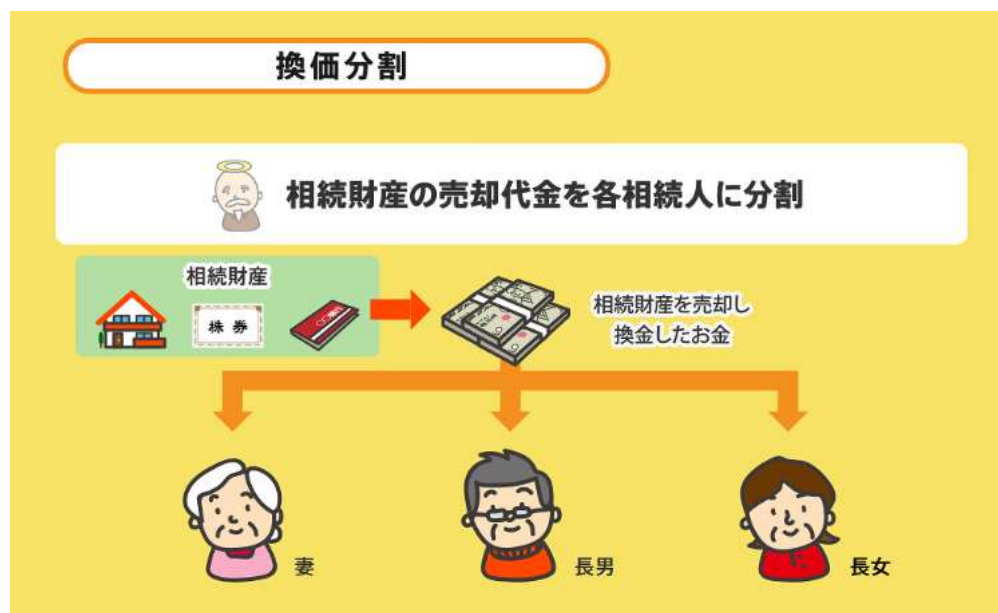
作成：シルク司法書士事務所
利用はご自身の責任において行っていただくようお願いいたします。この書式の利用により生じたあらゆる損害に対し、当事務所はいかなる責任も負わないものとします。

後から出てきた遺産について記載できます。

【換価分割】 遺産分割協議書



- 相続人の代表を便宜上1名に決めて、不動産を便宜上1人の単独所有名義にした上で不動産を売却し代表者である相続人から他の相続人へ分配する方法



国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

【照会要旨】

遺産分割の調停により換価分割をすることになりました。ところで、換価の都合上、共同相続人のうち1人の名義に相続登記をしたうえで換価し、その後において、換価代金を分配することとしました。この場合、贈与税の課税が問題になりますか。

【回答要旨】

共同相続人のうちの1人の名義で相続登記をしたことが、単に換価のための便宜のものであり、その代金が、分割に関する調停の内容に従って実際に分配される場合には、贈与税の課税が問題になることはありません。

【関係法令通達】

相続税法第1条の4

注記
令和元年10月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。
この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありません。納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

注意!!

- 共同相続人の内、便宜上1名に決めて不動産登記した場合の贈与税が発生することは、国税庁の通達で否定されてますが、不動産譲渡所得はかかります。税理士・税務署に確認の上、実行されることをお勧めします。

【代償分割】 遺産分割協議書



- 妻が住んでいる土地・建物を妻1人が取得し長男・長女に代償金を与える方法



- 残された財産が現金や有価証券であれば平等に分けられますが土地建物やマンションなどのような不動産であれば共有登記してしまうと、後々売却する場合仲違いしてしまう場合があります。



注意!!

- 遺産分割協議書の中で、代償分割を記載しないと、代償支払いが単なる贈与であるとされ、贈与税が課税されることがあります。

【共有分割】 遺産分割協議書



■ 相続不動産を妻、長男、長女と相続割合にて共有登記します。



遺産分割協議書

被相続人 甲野太郎
生年月日 昭和○年○月○日
本 籍 埼玉県東松山市○町○丁目○番地

平成○年○月○日上記被相続人甲野太郎の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、民法908条に基づき遺産による分割の指定及び禁止のないことを確認したうえで、被相続人の遺産を協議により下記のとおり分割する。

1. 次の不動産は甲野花子が持分2分の1、甲野次郎が持分2分の1の割合をもって相続する。

所 在 東松山市○町○丁目 ○番地○
地 番 ○番○
地 目 宅 地
地 積 ○○・○○㎡

所 在 東松山市○町○丁目 ○番地○
○番○
家屋番号 ○番○
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 ○○・○○㎡
2階 ○○・○○㎡

2. 相続人全員は、本協議書に記載する以外の遺産を、甲野花子が取得することに同意した。

上記のとおり協議が成立したので、この協議の成立を証明するために相続人ごとに本協議書を作成する。

平成○年○月○日
埼玉県東松山市○町○丁目○番地
甲野花子 (実印)
埼玉県東松山市○町○丁目○番地
甲野次郎 (実印)
埼玉県東松山市○町○丁目○番地
甲野三郎 (実印)

注意!!

■ 兄弟姉妹で不動産を共有して相続してしまうと、さらに相続を重ねていったときに、兄弟姉妹たちの子供、孫、ひ孫同士で不動産を共有する状態となる可能性があります。

その他、遺産分割協議に関する注意点



- **遺産分割は、相続開始を知った時から10ヶ月以内に終わることがベストです。**
 - ・相続税が発生する場合、相続税の申告期限が死後10ヶ月以内となっており、期限内に済ませないと減免ができない場合があります。

- **相続人全員で話し合いができない場合は、遺産分割協議が進めることができないため、遺産分割調停を検討する必要があります。**
 - ・弁護士費用がかかるほか、長期化すると数年かかることもあります。

- **遺産分割協議において「不動産や預貯金など一切相続しないと決まった人」も借金については、相続分に応じた責任を負うことになるので注意が必要です。**
 - ・何もプラスの財産を承継しない人は、相続放棄の手続きも検討しよう。

その他、遺産分割協議に関する注意点



■ 遺言書と異なる遺産分割協議書の作成はできます。

- ・しかし、相続人全員の同意が必要になります。又、家族以外の第3者（遺言執行者）を指定している場合があります。

※「遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者」は、相続欠格として相続人でなくなってしまう。

■ 相続人が未成年の場合は、法定代理人（親権者）が遺産分割協議に参加します。

- ・法定代理人（親権者）が、未成年相続人と利益相反関係にあると家庭裁判所に申し立てして、特別代理人を選出する必要があります

■ 相続人の1人が無断で遺産を処分してしまった場合は、自分達の相続分を返却させるように調停や審判を家庭裁判所に申し立てます。

- ・第3者に売却してしまった場合、第3者は何も知らずに購入した場合、返却する必要はありません

その他、遺産分割協議に関する注意点



■ 遺産分割協議書に記載されていない預金がある場合。

・遺産分割協議書に於いて、分割対象預金を、銀行名・支店名・口座番号等具体的に特定した場合に協議書に記載の無い被相続人名義の預金があるときは、その預金は遺産分割の対象にならないので、法定相続となるか、改めて遺産分割協議を行うかになります。

■ 後日発見された遺産（借金が出てくる場合もある）はどのように分配するか決めておく

・記載漏れがあっても、改めて協議書を作成する手間が省ける。

※（記載例）相続人は、本協議書に記載する以外の遺産を〇〇が取得することに同意した。
（記載例）本協議書に記載なき遺産・負債、並びに後日判明した遺産・債務は相続人で別途協議して定めるものとする。

■ 遺産分割協議が成立した後に、もう一度遺産分割協議をやり直すことは原則できません。

・ただし、相続人の意思に詐欺・錯誤・脅迫などがあった場合や分割協議後に新たな遺産が発見された、新しい相続人が現れた等前提条件が変更された場合には遺産分割協議を改めて行うことになります。

遺産分割協議に必要な費用



項 目	費 用	備 考
遺産分割協議書作成	80,000円	相続人全員分作成
被相続人の戸籍の収集	25,000円	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
相続人の戸籍の収集	1人10,000円	不動産登記及び銀行名義変更に使用します。
被相続人の戸籍の附票・附票の除票 〃 住民票除票	10,000円	不動産登記名義変更に使用します。
相続財産目録票作成	30,000円	遺産分割協議や相続税申告に利用します。
相続財産調査	150,000円	口座残高確認・債務確認をします。※財産目録作成
相続財産調査(不動産のみ)	50,000円	名寄帳・登記簿謄本を取得して故人の不動産調査

■ 遺産分割協議書作成のみは、協議書作成＋戸籍の収集のみの費用でできますが相続財産が不明確なため、すべての相続財産ではない場合があります。